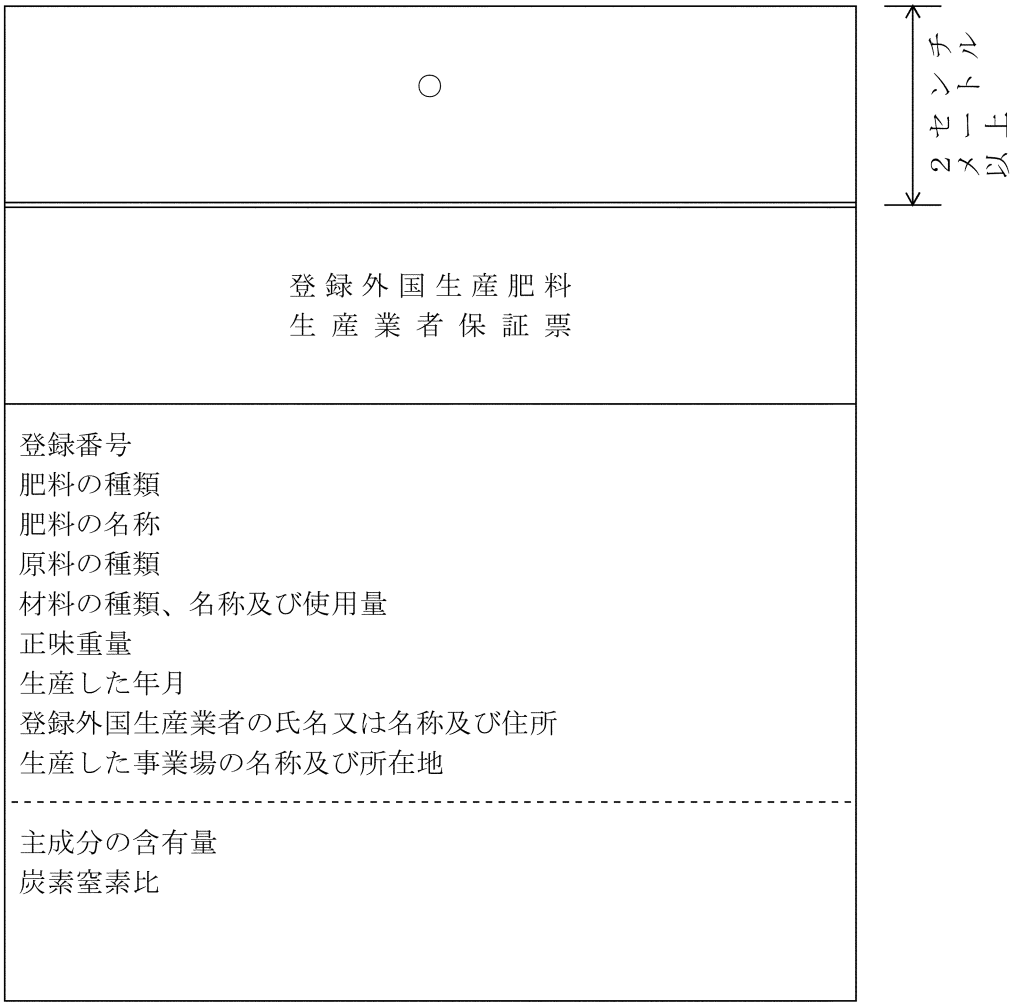
（リ）法第33条の２第１項の規定による登録を受けた法第４条第１項第３号に定める普通肥料の場合



備考

１　（イ）の備考第１号から第６号まで及び第８号から第10号までの規定は、法第33条の２第１項の規定による登録を受けた法第４条第１項第３号に定める普通肥料の場合における登録外国生産肥料生産業者保証票について準用する。

２　主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。